

直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する資料について

マイナンバー法の一部改正により、健康保険被保険者証の新規発行が行われなくなり、発行済みの健康保険被保険者証の使用可能期限は最大令和7年(2025年)12月1日までとなっています。

つきましては、令和7年12月2日以降、工事及び設計委託の業者登録及び入札・契約手続きにおいて、「直接的かつ恒常的な雇用関係」を確認する資料を提出する場合は、以下の例を参考としていただきますようお願いいたします。

「直接的かつ恒常的な雇用関係」を示す書類の例

- ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し（「給与所得等に係る市区町村税・都道府県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・監理技術者資格者証の写し
- ・所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（写し可）

<お願い>

※原則として、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目は、マスキングをして提出してください。

※この例示のほか、所属会社との雇用関係が確認できる公的書類でも構いません。

※令和7年12月2日以降は、健康保険被保険者証の写しを使用することはできません。

また、マイナ保険証・資格確認書は、所属会社が記載されていないため、確認書類となりません。